

平成 2 5 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 2 4 年 6 月

川 崎 市



川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、平成23年3月に策定した「第3期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」により、本市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を目指して、川崎再生から「新たな飛躍」に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

平成23年に発生した東日本大震災やそれに起因する原子力発電所災害は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼす未曾有の大災害となりました。また、少子高齢化の進展への対応なども急がれるところであり、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした状況から一刻も早く立ち直るためには、基礎自治体が、災害に強いまちづくりや、都市の再生、環境問題や少子高齢社会への対応など緊要な施策に重点的に取り組むとともに、地域にふさわしい形で自主的・自立的なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても地方が自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠であります。

平成24年度には、地域主権推進大綱の策定も予定されておりますが、本市では、地方税財源の充実確保などについてもここに提案いたしますので、国においては、こうした地方の意見を尊重し真の分権型社会の実現に向けた改革を精力的に進めるよう強く要請いたします。

また、改革が達成されるまでの間は、本市の事務事業の推進にあたり国の適切な財政措置が必要な分野も多くありますので、平成25年度国家予算編成において適切な措置を講ずるよう要請いたします。

平成24年6月

川崎市長 阿部孝夫

# 目 次

## 重 点 要 請 項 目

|  |    |
|--|----|
| 災 害 対 策 に 関 す る 事 項                      |    |
| 最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく                 |    |
| 防災基本計画等の見直しについて . . . . .                | 4  |
| 石油コンビナート等民間企業の減災対策について . . . . .         | 6  |
| 放 射 性 物 質 に 係 る 対 策                      |    |
| 放射線対策の充実強化について . . . . .                 | 8  |
| 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて . . . . .    | 10 |
| 地 方 財 政 措 置 の 充 実                        |    |
| 地方税財源の充実確保について . . . . .                 | 12 |
| 国庫補助負担金等の改革について . . . . .                | 14 |
| 指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について . . . . . | 16 |
| 日 本 の 成 長 戦 略 を 支 え る 取 組 の 推 進          |    |
| 国際戦略総合特別区域の取組の推進と殿町地区を中心とする              |    |
| 国際戦略拠点の整備について . . . . .                  | 18 |
| 「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ理工学分野の             |    |
| 産学共同研究の促進について . . . . .                  | 20 |
| 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について . . . . .     | 22 |
| 川崎港の機能拡充について . . . . .                   | 24 |
| 福 祉 施 策 等 の 推 進                          |    |
| 生活保護制度の抜本的改革について . . . . .               | 26 |
| 近時の社会情勢の下での就労自立支援等について . . . . .         | 28 |
| 保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する                |    |
| 継続的な措置について . . . . .                     | 30 |
| 予防接種事業の抜本的改革について . . . . .               | 32 |

## その他の要請項目

### 都市基盤整備等の推進

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 街路整備推進について                        | 38 |
| 京浜急行大師線連続立体交差事業について               | 40 |
| 首都高速道路の料金施策に係る措置等について             | 42 |
| 川崎縦貫道路の整備推進について                   | 44 |
| 五反田川放水路整備事業に対する財政措置について           | 46 |
| 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について     | 48 |
| 川崎縦貫高速鉄道線の整備に向けた最先端鉄道技術等の研究開発について | 50 |
| 川崎駅周辺地区の整備推進について                  | 52 |
| 新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備推進について             | 54 |
| 小杉駅周辺地区の整備推進について                  | 56 |
| 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について            | 58 |

### 防災対策の推進

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について | 62 |
| 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について    | 64 |
| 水道施設耐震化の推進について          | 66 |

### 快適環境施策の推進

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 再生可能エネルギーの導入促進について        | 70 |
| 「(仮称)リサイクルパークあさお」整備推進について | 72 |
| 緑地保全事業について                | 74 |
| 公園等整備事業について               | 76 |
| 等々力緑地再編整備の推進について          | 78 |
| 下水道整備事業の推進について            | 80 |

### 福祉施策等の推進

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 地域の実情に応じた幼稚園就園奨励費補助単価の設定について     | 84  |
| 妊婦健康診査事業について                     | 86  |
| 「子ども・子育て新システム」の円滑な実施に向けた制度検討について | 88  |
| 国民健康保険財政の確立について                  | 90  |
| 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について | 92  |
| 障害者制度改革に係る財政措置等について              | 94  |
| 小児救急医療体制等の拡充について                 | 96  |
| 成人ぜん息患者医療費助成事業について               | 98  |
| 消費生活相談体制の強化継続について                | 100 |

### 教育・青少年施策の推進

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 全児童を対象とした放課後児童健全育成事業について | 104 |
| 義務教育施設の整備推進について          | 106 |



# 重 点 要 請 項 目





## 平成 2 5 年度 重点要請項目について

本市では、平成 2 3 年 3 月に新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第 3 期実行計画を策定しました。この第 3 期実行計画では、本市における当面の人口増への対応、少子高齢化の進行や人口減少期への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組、災害に強いまちづくりへの取組など、社会経済状況の変化等に的確に対応し、これまでの取組により出てきた芽を育て、しっかりと根を張るよう、川崎再生から次なる飛躍に向けた取り組みを進めることとしています。

こうした、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする真の分権型社会の実現に向けた改革が是非とも必要です。

また、真の分権型社会の実現に向けた改革は、明治以来の中央集権体質から脱却して国と地方公共団体が対等の立場で対話ができる新たなパートナーシップの関係へと抜本的に転換することにより、国のかたちを変え、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、真の分権型社会の実現に向けた改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、国庫補助負担金等の改革、さらに、生活保護制度の抜本改革などについて重点的に要請します。

また、東日本大震災を受けて、市民の生命財産を守る災害対策や、放射性物質対策に関する対応及び今後の日本の成長戦略を支える取組に係る財政措置についても重点的に要請します。

# 最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく防災基本計画等の見直しについて

【内閣府・国土交通省】

## 要請事項

- 1 最新の知見や研究成果等を踏まえた、新たな被害想定に対応した防災基本計画の見直しを行うこと。
- 2 「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」を反映した、津波被害想定結果等を早急に公表すること。
- 3 長周期地震動対策について、被害想定調査等を早急に行うとともに、大規模地震時における高層住宅居住者の安全の確保について、国としての対策を検討すること。
- 4 液状化現象を含む地盤災害対策について、科学的根拠に基づく液状化現象の原因究明を早急に実施すること。また、宅地耐震化推進事業について、国の支援策を充実させること。

## 要請の背景

首都圏においても東海地震や首都直下型地震発生の切迫性が指摘されており、文部科学省が公表した首都直下地震における新たな震度分布図では、本市においても震度7の地域が見受けられ、その他の多くの地域が震度6強と想定されています。また、神奈川県が公表した津波浸水予測図では、本市に最大の影響がある慶長型地震において、最大で3.71mの津波が襲い、港湾から約6kmの川崎競馬場周辺まで浸水すると予測されています。

本市におきましても、こうした国や県等の調査結果や、東日本大震災で課題となりました帰宅困難者対策や津波対策等を踏まえて、地域防災計画の早急な修正や、地震被害想定調査及び地震防災戦略の見直しに着手するとともに、津波避難施設や帰宅困難者の一時滞在施設の指定、木造住宅等や特定建築物、福祉施設等の耐震化対策の拡充などに取り組んできたところです。

今後も、さらなる震災対策を推進していくため、次に掲げる事項等の対応に関して、防災基本計画の見直しを早急に行うことを要請します。

#### 【津波対策について】

本市では、今回の東日本大震災において、1.6mの異常高潮位を観測しており、神奈川県が公表した津波浸水予測図では、最大で3.71mの津波高が予測されています。ついては、次の点について要望します。

南海トラフや相模トラフなど、海溝型大規模地震が連動して発生した場合などに、従来想定されていた津波の高さを上回る可能性があるため、早急に被害想定結果等を公表すること。

#### 【長周期地震動対策について】

本市では、再開発が進む武蔵小杉駅周辺などを中心に高層住宅が集積しており、エレベーターの停止や長周期地震動による特有の影響が想定されています。こうしたことから、高層集合住宅について、防災備蓄スペースの確保や低層階に停電時でも利用可能なトイレの設置に努めるよう新たな要綱の制定や、家具の固定や3日以上の備蓄の実施について、防災啓発冊子などにより啓発を行っています。ついては、次の点について要望します。

東海地震等、首都直下地震とは異なり、遠隔地で発生した地震による長周期地震動の被害想定調査等を早急に行うとともに、大規模地震時における高層住宅居住者の安全の確保について、国としての対策を検討すること。

#### 【液状化現象等を含む地盤災害対策について】

本市では、今回の震災で一般の事業所の敷地や公道など11件の液状化被害が発生したことから、各事業者等との情報共有体制の仕組みづくりに努めています。また、今回の震災で仙台市などで谷埋め盛土の地すべり等が見受けられましたが、本市内には、宅地耐震化推進事業として抽出した大規模盛土による造成地が約2,500か所あり、平成19年度から第2次スクリーニング調査を実施し盛土造成地の安定性などを調査しているところです。ついては、次の点について要望します。

- 今回の震災では、東日本太平洋側の広範囲で液状化の被害が発生しましたが、被害を受けた地点と隣接しているにもかかわらず、まったく被害を受けていない埋立地もあることから、科学的根拠に基づく液状化現象の原因究明を早急に実施すること。
- スクリーニング調査の結果、仮に、対策工事が必要となった場合には、現行の宅地耐震化推進事業は、基本的に住民負担が工事費の1/2となっており、住民の合意形成は困難であることから、国の支援策を充実させること。

# 石油コンビナート等民間企業の減災対策について

【内閣府・総務省】

## 要請事項

石油コンビナート等民間企業の減災対策を推進するため、国において公的な支援の必要性も含め、そのあり方など、実効ある対策を検討すること。

## 要請の背景

臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業や、内陸部に立地する一定数量以上の危険物等を取り扱う企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、震災等で被害が生じた場合には、周辺地域への影響に加え、首都圏の経済活動への多大な影響も懸念されます。

国の中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」では、東京湾北部地震の想定において、石油コンビナート地区の危険物取扱事業者等の被災による周辺地域への影響の可能性に加えて、経済活動への影響として、直接被害66.6兆円、間接被害45.2兆円の被害が想定(M7.3 18時 風速15m/s)されています。さらに、平成24年3月末に文部科学省が東京湾北部地震の発生域が従来の想定よりも場所により約10km浅いことを発表したことから、震度規模の増加についても懸念されているところです。また、国土交通省では、臨海コンビナートの地震・津波対策の強化として、民間企業の自発的な対策を促すため、検討会を立ち上げて技術的支援等を検討していく方向ですが、まだ具体的にはなっていません。

本市でも、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした(仮称)川崎市臨海部防災対策計画の策定に着手するとともに、本市の提案により、九都県市において、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえた、石油コンビナート等民間企業の減災対策の促進策についての共同研究をスタートさせました。

石油コンビナート等民間企業の減災対策を効率的に推進するためには、九都県市の共同研究と合わせ、国における減災対策の公的な支援の必要性、あり方についての実効性のある対策の検討の取組も必要です。

## 【東日本大震災における危険物施設の被害状況】

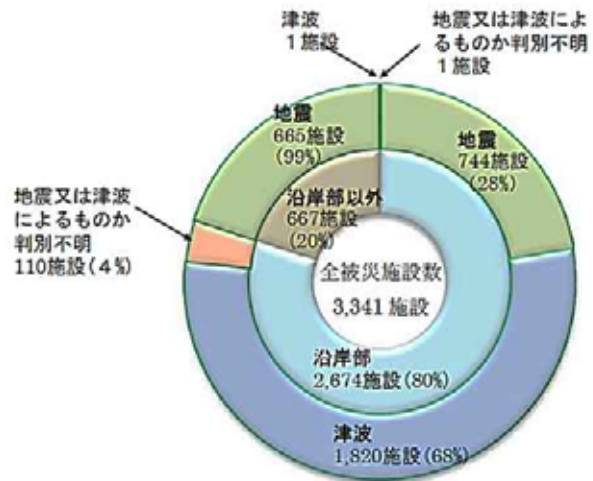
○危険物施設数 211,877 施設中 3,341 施設が被災（調査対象は 16 都道県）

### 危険物施設の現状

#### 九都県市における危険物施設数

- ・ 埼玉県・・・15,371 施設
- ・ 千葉県・・・20,403 施設
- ・ 東京都・・・14,210 施設
- ・ 神奈川県・・・18,749 施設

（ H 2 2 . 3 . 3 1 現在 ）



#### 九都県市における危険物施設の被害状況

- 【埼玉県】 9 施設（地震：9 施設）
- 【千葉県】 106 施設（地震：92 施設 津波：14 施設）
- 【東京都】 7 施設（地震：7 施設）
- 【神奈川県】 28 施設（地震：28 施設）

#### 東日本大震災における危険物施設の原因別被害（調査対象は 16 都道県）

|      | 火災 | 流出  | 破損    | その他 | 合計    |
|------|----|-----|-------|-----|-------|
| 地震   | 5  | 79  | 1,235 | 90  | 1,409 |
| 津波   | 36 | 106 | 1,347 | 332 | 1,821 |
| 判別不能 | 1  | 8   | 82    | 20  | 111   |
| 合計   | 42 | 193 | 2,664 | 442 | 3,341 |

出典「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書(H23.12)」消防庁危険物保安室・特殊災害室

この要請文の担当課 / 総務局危機管理室対策強化担当 TEL 044-200-2478

# 放射線対策の充実強化について

【内閣府・厚生労働省・環境省】

## 要請事項

- 1 市民の生命・身体を守るため、放射線対策の充実強化を早急に進めること。
- 2 環境中の大気、水質及び土壌の放射線に関する統一的な測定方法、安全基準を設定し公表するとともに、わかりやすい広報を実施すること。
- 3 食品の放射線測定の検査体制の整備等、放射線対策に要する費用に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 4 放射線測定により、放射性物質の付着が確認された廃棄物、焼却灰等の処分方法及びその基準等について、より明確にすること。

## 要請の背景

本市では、東京電力福島第1原子力発電所の事故により、市民の放射線被害に対する不安感が高まっていることから、平成23年3月15日より大気の放射線の測定を開始し、その後、水道水や農産物等の検査についても継続して実施しています。さらに、6月及び10月には市内の保育園、幼稚園、学校、公園の放射線の測定を行っています。今後も市民の安全・安心のための取組を継続する必要があります。

なお、空間放射線量の測定にあたっては、一般公衆の年間線量限度（1ミリシーベルト以下）をもとに時間あたりの大気中の放射線量の目安を算定し、運用していますが、土壌及び水質を含めて、国において安全基準が設定されていないため、早急に設定し公表するとともに、わかりやすい広報を実施することが求められています。

また、放射線の測定に関する検査機器は高額であり、長期的に検査精度を維持していくための機器の保守管理に多額な費用が発生することから、継続的に大きな財政負担が生じます。

食品及び農畜産物の検査に際しては、現状では検査検体の収去により行っていますが、事故に伴う検体の提供にあたっては、当該検体を買上げるなどの措置の検討が必要です。ついては、国がその費用の負担も含め、一定の考え方を示す必要があるものと考えます。

加えて、放射性物質の付着が確認された廃棄物及び焼却灰等の最終処分においては、既存の施設での対応が困難なため、施設の設備改造や維持管理、運用方法の工夫などが必要になるとともに、焼却灰の一時保管等に多額の費用が発生しています。

こうした様々な追加的支出に対し、東京電力による補償の実施、あるいは国による財政措置が必要不可欠です。

## 放射線の測定に関する現状の問題点及び課題

測定結果や測定方法に関する統一した基準がないことによる問題点等

環境中の大気、水質及び土壌には放射線に関する安全基準がなく、測定しても健康影響に関する評価が困難である。

環境中の大気、水質及び土壌の放射線の安全基準を早期に定め、統一的な測定方法と併せて明確にするとともに、わかりやすい広報を実施すること。

測定機器の整備及び監視体制の充実

原子力発電所等の事故による放射性物質の漏洩は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、国において監視体制の更なる充実を図ることが重要である。

国においても、市内の空間放射線量のモニタリングポストの増強を図るとともに、市民ニーズを踏まえて水質及び土壌の核種分析を実施すること。

## 食品の放射能濃度の長期継続的な検査体制の整備

### 厚生労働省・農林水産省

対象品目や産地、検査時期を含め管理した計画的検査を実施する。  
放射性物質に関する情報をわかりやすく消費者に発信（「なぜ安心か」等）

### 生産者・販売者

検査検体の提供（有償）  
対象品目及び産地を国が計画的に設定のうえ買上費用を負担

### 自治体（生産地・消費地）

生産地の出荷時検査と消費地での流通時検査を実施  
規制値を超える食品について自治体間の連絡により回収等の措置を実施

### 消費者など

放射性物質に関する知識の向上  
放射性物質の健康影響に関する理解を進めることで、漠然とした不安の解消に繋がるのが期待できる。

### 地方衛生研究所

ゲルマニウム半導体検出器など測定機器等検査機器の整備  
校正用線源の更新 等整備

食の安心の確保  
生産地と消費地の双方による検査の実施と、一定以上の検査件数を継続して確保することにより、情報の信頼性が高まり、風評被害の防止と食の安心につながる。

### 長期継続的な検査体制の整備に必要な国の対応

- 1 計画的検査を実施するために国において計画を策定
- 2 自治体における検査機器整備及び検査に必要な経常的経費の財政措置
- 3 生産者・販売者からの検査検体買上げに係る費用の財政措置
- 4 消費者などに対するマスメディアを活用した広報の充実

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| この要請文の担当課 / 環境局放射線安全推進室 | TEL 044-200-3436 |
| / 経済労働局農業振興センター農業振興課    | TEL 044-860-2462 |
| / 健康福祉局健康安全室            | TEL 044-200-2445 |
| / 上下水道局下水道部下水道計画課       | TEL 044-200-2884 |
| / 環境局環境対策部環境対策課         | TEL 044-200-2515 |
| / 環境局施設部処理計画課           | TEL 044-200-2589 |

# 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて

【環境省・国土交通省】

## 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の円滑な資源化・最終処分に向けて、さらなる対策を講ずること。
- 2 放射性物質が検出されたことにより、新たに要することとなった経費に対し、必要な財政措置を講ずること。

## 要請の背景

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出により、東日本を中心に各地で下水汚泥焼却灰等から放射性物質が検出され、下水汚泥焼却灰等の資源化・最終処分ができない状態となっています。これを受け、平成24年1月より「放射性物質対策汚染対処特措法」が完全施行されましたが、検討すべき課題が多いため、資源化や最終処分地の確保には未だに至っておらず、下水汚泥焼却灰等の保管等に伴う追加的負担が発生しています。

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等については、入江崎総合スラッジセンターの場内と浮島1期埋立地に設けた保管場所の2ヶ所で安全に保管しておりますが、その量は平成24年3月末現在で約3,467トンに達しており、保管場所の確保が大変難しい状況となっています。

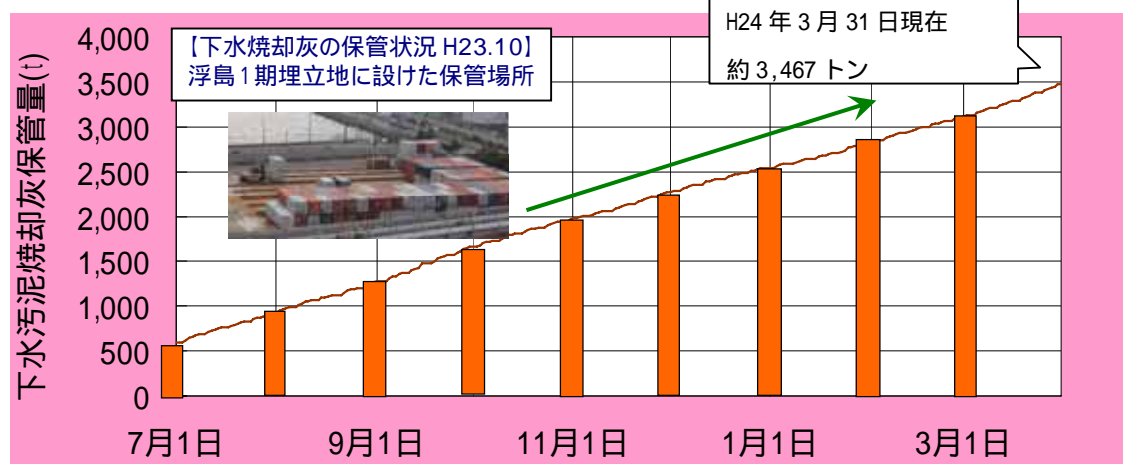
保管等の追加的支出のうち、政府指示等に係る損害は東京電力による賠償の対象となり、既にその一部について請求を行いました。万全の補償が早急を実施されるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。



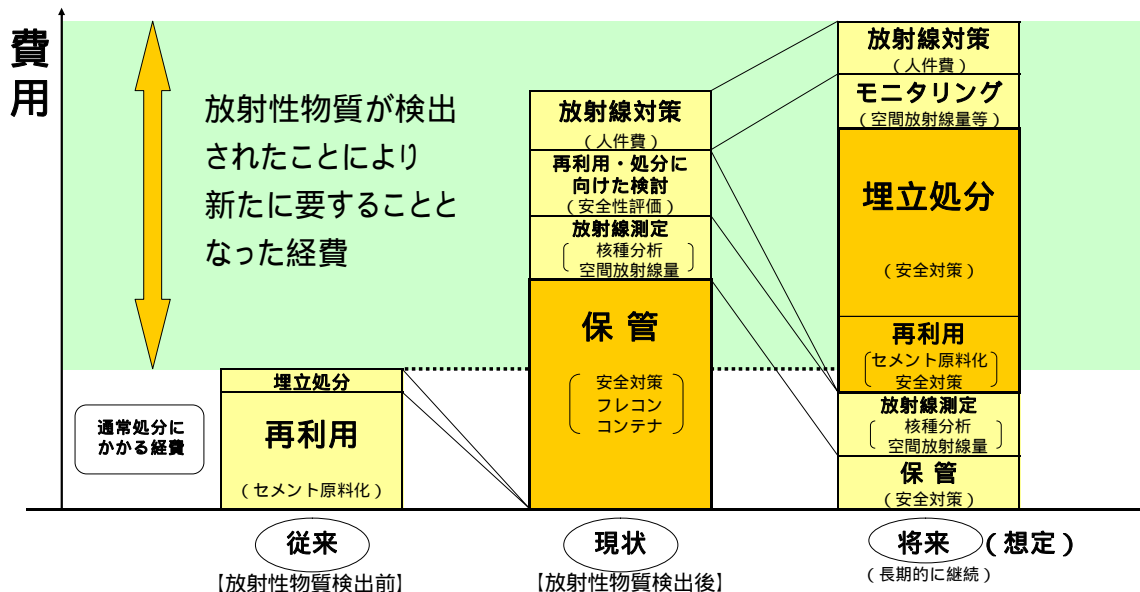
入江崎総合スラッジセンターにおける汚泥焼却灰の放射能測定結果



入江崎総合スラッジセンターと浮島1期埋立地に設けた保管場所における汚泥焼却灰の保管量



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



# 地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

## 要請事項

- 1 地方の意見を尊重し、真の分権型社会の実現に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」は2：8と逆転しており、また、全ての指定都市が地方交付税の交付団体となっている。消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、「税の配分」をまずは5：5となるようにすること。さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。
- 3 「社会保障・税一体改革」では、消費税率の引き上げ分について、国と地方の役割分担に応じて配分することとされているが、今後とも増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

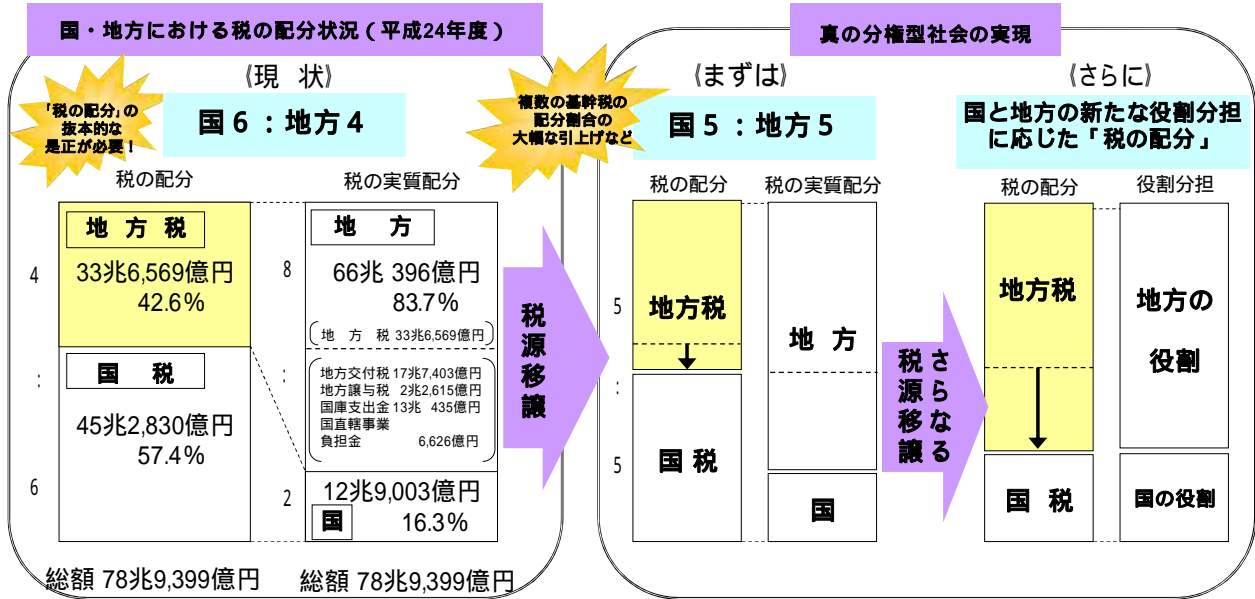
## 要請の背景

真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要であります。

地域主権戦略大綱では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていません。権限移譲だけでなく、それを裏付ける税源移譲についても、地方を含めて徹底して議論し、早急に明確化することが重要であります。

社会保障サービスは、国及び地方で提供されていることを踏まえ、今後とも地方行政を安定的に運営するための財源を確保する必要があります。

# 国・地方間の税源配分の是正



この要請文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

# 国庫補助負担金等の改革について

【内閣府・総務省】

## 要請事項

- 1 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 2 地域自主戦略交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、税源移譲に向けた工程を明確にするとともに、地方が必要とする総額の確保、事務手続の簡素化など、地方にとってより自由度の高い制度とすること。
- 3 国直轄事業負担金についても、国・地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する場合には、必要経費全額を税源移譲により措置すること。

## 要請の背景

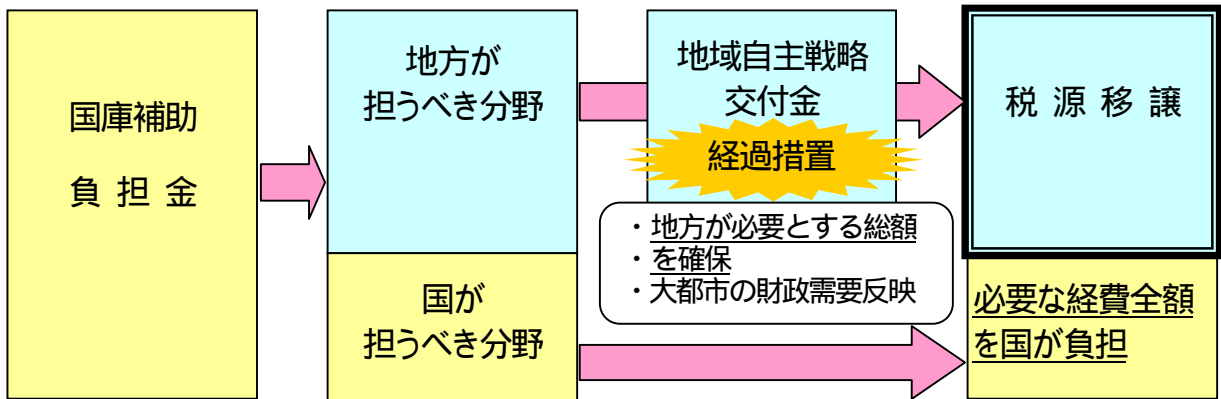
国庫補助負担金については、地域自主戦略交付金が地域主権戦略大綱に基づく国庫補助負担金改革の一環として平成24年度から指定都市に導入されましたが、最終的には、「基礎自治体優先の原則」のもと、国と地方との役割分担を明確にしたうえで、所要額全額を税源移譲する必要があります。

この交付金の対象となった国庫補助負担金は、地方が求めているものの一部であり、今後、より地方の自由度を高いものとしながら、対象となる国庫補助負担金を拡大するとともに、国の歳出削減を目的とした削減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保する必要があります。

また、事業計画書の提出先が内閣府、交付に関する手続が各府省と分かれていることから手続が煩雑なものとなっており、国、地方とも事務負担が増大しています。

国直轄事業負担金については、維持管理に係る負担金は、平成23年度に廃止されましたが、現行の直轄事業負担金制度について、平成25年度までに廃止とその後のあり方について結論を出すこととされています。

「地域自主戦略交付金は税源移譲までの経過措置」のイメージ



平成25年度国の予算編成に対する要請 地域自主戦略交付金一覧

(単位：億円)

| 内容                           | 25年度所要額 |
|------------------------------|---------|
| 市街地の整備<br>武蔵小杉地区・新川崎地区・街路 など | 14      |
| 住宅の整備・耐震対策<br>公営住宅 など        | 12      |
| 道路の改良・修繕・交通安全対策<br>・橋りょう長寿命化 | 14      |
| 都市公園の整備                      | 2       |
| 港湾施設の改修                      | 2       |
| 工業用水道施設耐震化                   | 1       |
| 公共下水道施設整備                    | 2       |
| 学校施設環境改善                     | 1       |
| 合計                           | 48      |

国直轄事業に対する川崎市の負担

(単位：百万円)

| 事業名 |    | 国直轄事業費 | 国直轄事業に対する川崎市の負担額 | 川崎市の負担割合 |
|-----|----|--------|------------------|----------|
| 整備  | 国道 | 1,372  | 532              | 39 %     |
|     | 港湾 | 879    | 245              | 28 %     |
| 計   |    | 2,251  | 777              | 35 %     |

負担額は平成22年度決算に基づく。  
維持管理分を除く。

この要請文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

# 指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

【総務省・文部科学省】

## 要請事項

- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。
- 3 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要額全額について税源移譲を行うこと。
- 4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

## 要請の背景

指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものでありますが、指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生

じています。また、指定都市では事務配分の特例により道府県に代わって事務を行っているにもかかわらず、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であり、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

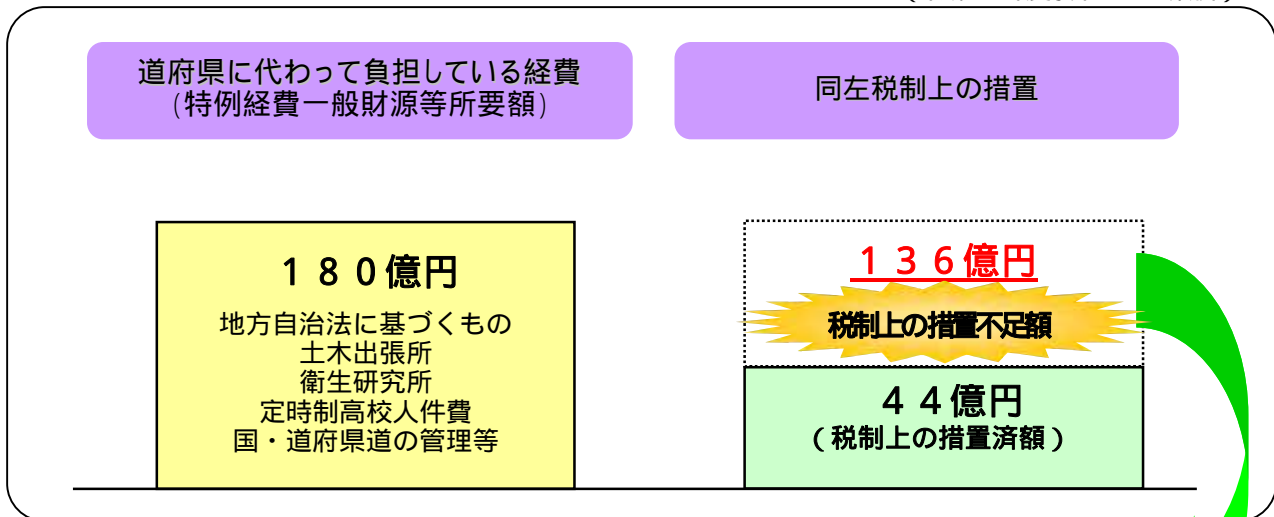
指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。

指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えています。

### [大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]

(平成23年度予算に基づく概算)



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額についてさらに税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約411億円

この要請文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183  
/ 教育委員会事務局職員部勤労課 TEL 044-200-2721

# 国際戦略総合特別区域の取組の推進と殿町地区を中心とする国際戦略拠点の整備について

【内閣府、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省】

## 要請事項

- 1 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を推進するため、財政・税制・金融の優遇措置や規制の特例措置の導入について特段の配慮を図ること。
- 2 中でも、殿町地区を中心とするライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点整備について必要な財政措置を講ずること。
- 3 先端的な研究開発に取り組む中小企業・ベンチャー企業等の進出支援を図るとともに、関連する国や大学等の公的研究機関の誘導について特段の配慮を図ること。
- 4 国立医薬品食品衛生研究所の移転整備の円滑な推進に向けて、特段の配慮を図ること。

## 要請の背景

本市においては、神奈川県・横浜市とともに、平成23年12月に国際戦略総合特区の指定を受け、『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の取組を推進しています。「個別化・予防医療時代に対応した、革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出」という目標の実現に向けて、財政・税制・金融の優遇措置や、規制の特例措置を導入しながら取組を推進するためには、所管府省の積極的な支援が不可欠です。

こうした総合特区の取組を中心として、川崎臨海部においては、殿町地区を核に、羽田空港の24時間国際拠点空港化の効果を最大限に発揮し、首都圏全体の活性化、さらにはわが国の国際競争力の強化に資するため、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関・企業等が集積した国際戦略拠点の形成を目指しています。



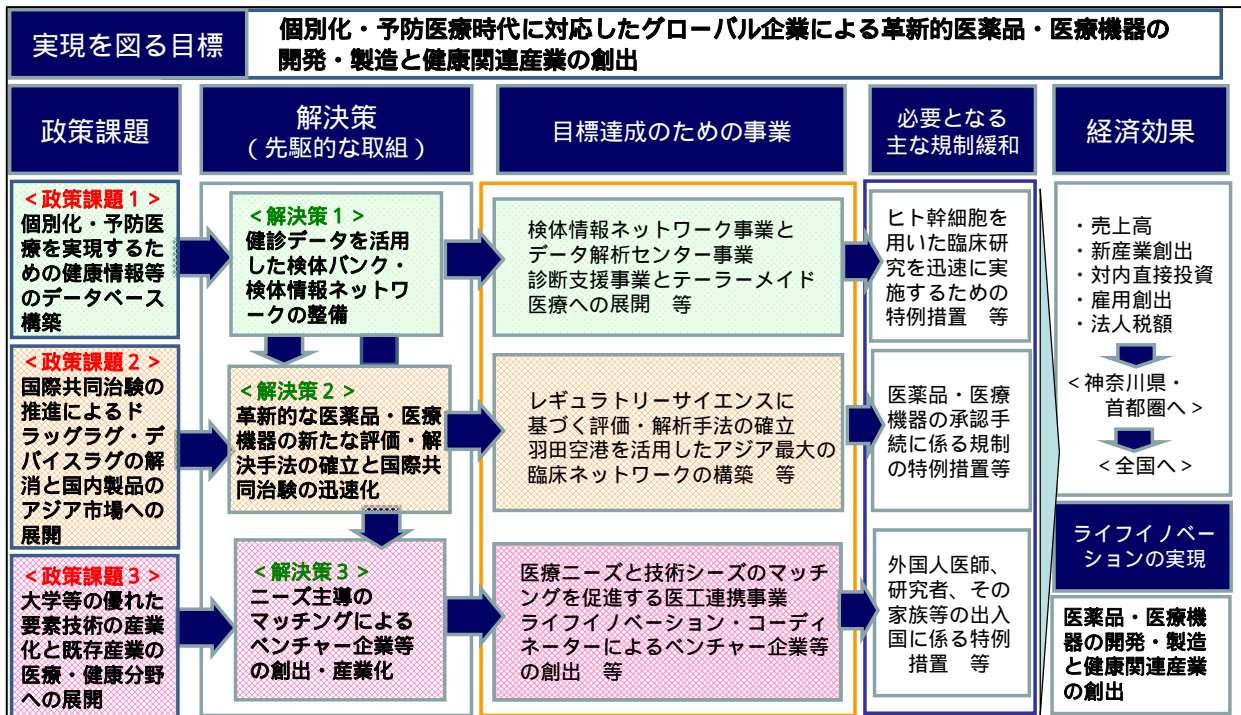
## 効果等

首都圏経済の活性化・わが国の国際競争力の強化  
 研究開発・臨空関連機能の集積

### 殿町地区の位置図と国際戦略総合特区区域



### 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の全体概要



この要請文の担当課 / 総合企画局臨海部国際戦略室 TEL 044-200-3738

# 「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ理工学分野の産学共同研究の促進について

【文部科学省・経済産業省】

## 要請事項

- 1 我が国経済を牽引する首都圏全体の産業イノベーションを創出するため、「新川崎・創造のもり」地区でのナノ・マイクロ分野の最先端の研究開発に対し、研究資金等の重点化・集中配分を行うこと。
- 2 産学連携のコーディネート事業への財政措置、産学連携を推進する機関の立地など、産学共同研究への支援を講ずること。

## 要請の背景

川崎市は、日本経済を牽引する優れたものづくり技術を有する製造業や、200を超える先端研究開発機関が集積するなど、優れた産業基盤を有しており、世界的な研究成果や、技術・製品が数多く生み出されています。

中でも、「新川崎・創造のもり」地区は、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」が活動拠点を設け、先端研究開発を展開しているとともに、平成24年度中に、大型クリーンルームを備えた研究施設（NANOBIC）が開設されることから、ナノ・マイクロ分野の企業、研究者がこれまで以上に集積し、新技術の開発が進むことが期待されます。

こうしたナノ・マイクロ分野の研究成果は、ライフサイエンス等の成長産業分野の基盤技術であることから、ライフサイエンス分野の研究機関・企業等の集積が進む京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区との連携により、日本の経済成長のエンジンとなる産業の創出へと発展させていくことを目指しています。

このようなことから、我が国の国際競争力強化のため、成長産業分野の基盤となる先端科学技術の産学共同研究に対する研究資金等の重点化・集中配分や、産学共同研究を推進する事業への財政措置等を講ずべきものと考えます。

## 効果等

地域産業界におけるものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、首都圏経済の活性化、我が国の国際競争力の強化に大きく貢献します。

新川崎・創造のもりでのナノ・マイクロ理工学分野の研究開発

「産業・研究開発」の先端都市 かわさき


川崎市は、日本有数の製造業集積都市であり、ものづくりの伝統を土台とした 200を超える研究開発機関が集積する先端技術開発拠点都市

世界的企業の立地

3つのサイエンスパーク

研究開発機能の集積

新川崎・創造のもり産学官共同研究施設 NANOBIIC  
(Global Nano Micro Technology Business Incubation Center)



- 750㎡の大型クリーンルームを完備
- 4大学コンソーシアムの最先端研究機器を企業等に開放
- 東京大学と世界的IT企業との共同研究プロジェクトや、4大学コンソーシアム、ナノテクベンチャー企業が入居予定



ナノ・マイクロ理工学分野の研究成果による産業化のイメージ

ライフサイエンス分野



癌を早期発見する内視鏡



血液一滴から病気を診断

環境分野

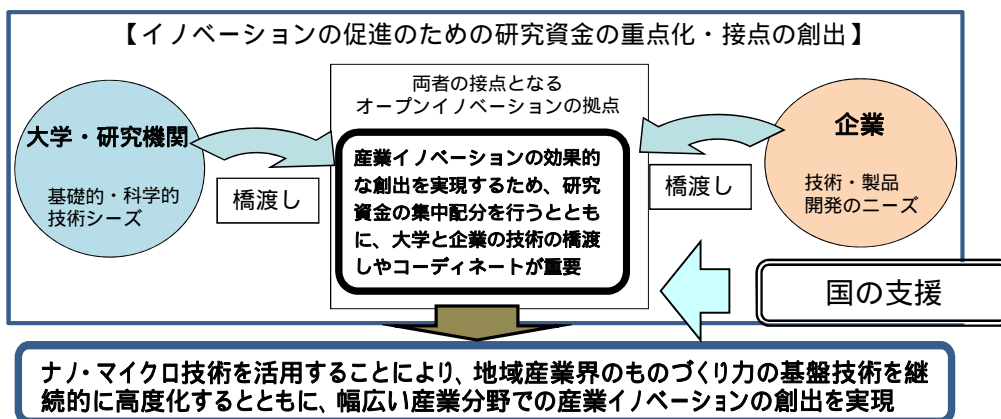


高効率燃料電池

センサ分野



環境センサー  
車載センサー



この要請文の担当 / 経済労働局創造のもり担当 TEL 044-200-3712

# 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【国土交通省】

## 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、必要な措置を図ること。
- 2 羽田連絡道路については、早期整備に向けて、ルート・構造の検討を進めること。
- 3 羽田空港及び京浜港の国際競争力強化等を図る即効対策として、高速湾岸線等の更なる利用しやすい料金体系と、東扇島と扇島などを結ぶ交通ネットワークの整備について検討を進めること。

## 要請の背景

本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。

臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。

特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。

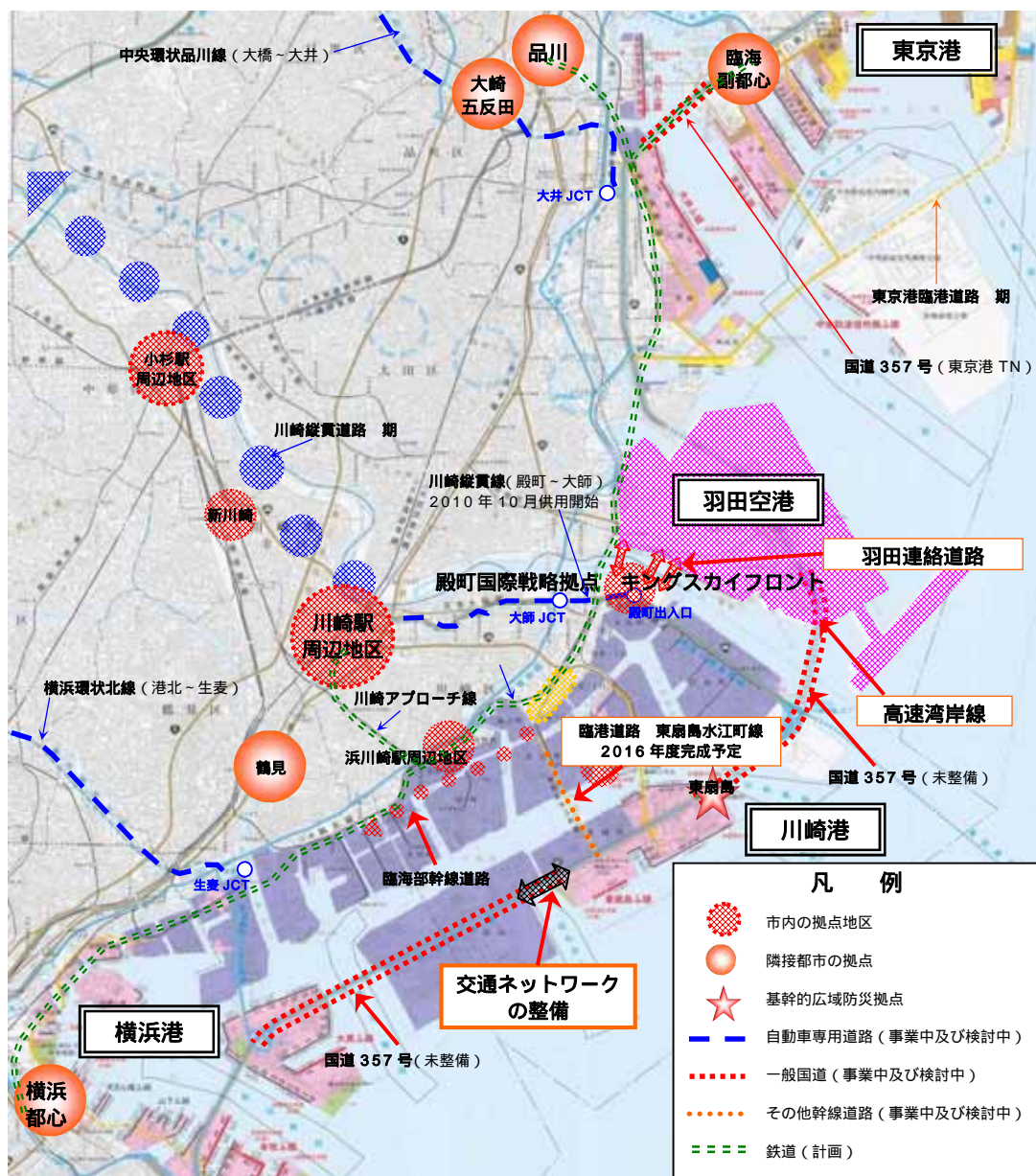
さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。このような中、現在、臨港道路東扇島水江町線の整備が進められていることから、

扇島関連の交通を臨海部へ誘導するために、国道357号の整備が必要です。しかしながら、その整備には膨大な事業費と長い期間を要することから、既存の社会資本を活用し、早期に効果が発現される取組が必要です。

また、平成23年12月に国際戦略総合特区の指定を受けた殿町地区では、ライフサイエンス分野の研究開発拠点の形成を目指しています。このようなことから、国際化した羽田空港を核とした多摩川兩岸地域の一体的なまちづくりを展開し、大田区を含めた京浜臨海部全体の発展に繋げるためにも、羽田連絡道路が必要です。

## 効果等

- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善
- 防災機能の向上



この要請文の担当課 / 総合企画局臨海部国際戦略室 TEL 044 - 200 - 2547  
建設緑政局計画部広域道路課 TEL 044 - 200 - 2039

# 川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

## 要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜港の一翼を担う川崎港が、国際戦略港湾としての機能を最大限発揮できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 2 京浜港の物流機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を促進すること。
- 3 地震に備えた港湾整備に必要な財政措置を講ずるとともに、災害時における国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
- 4 浮島2期廃棄物埋立護岸等の整備や、港湾施設の老朽化対策等に必要な財政措置を講ずること。

## 要請の背景

京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化の取組を進めるとともに、多様な機能を備えた総合港湾として合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を一体となって展開していることから、これら施策の財源確保が必要です。

臨海部道路ネットワークの充実による物流機能強化及び市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路の確保のため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜港のさらなる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。

東日本大震災を踏まえ、地震に備えた港湾施設整備が必要となっています。また、災害時における東扇島東公園の基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換や港湾機能の早期復旧が重要であることから、港湾における国を含めた協働体制を早期に確立し、災害に強い港づくりを推進することが必要となっています。

市民生活や社会諸活動を支え持続的社会的実現に向け、市内から発生する一般廃棄物・建設発生土等を適切に処分するための最終処分場の確保が求められています。また、港湾施設の老朽化が進むなか、長寿命化対策を実施しなければなりません。それにかかる事業の拡充や交付率のかさ上げを含む財政措置が必要となっています。

## 費用

平成25年度計画事業費 約97億円（国費 約51億円 うち地域自主戦略  
交付金約1億円）

・臨港道路（東扇島・水江町線）整備、浮島2期廃棄物埋立護岸の整備等

## 効果

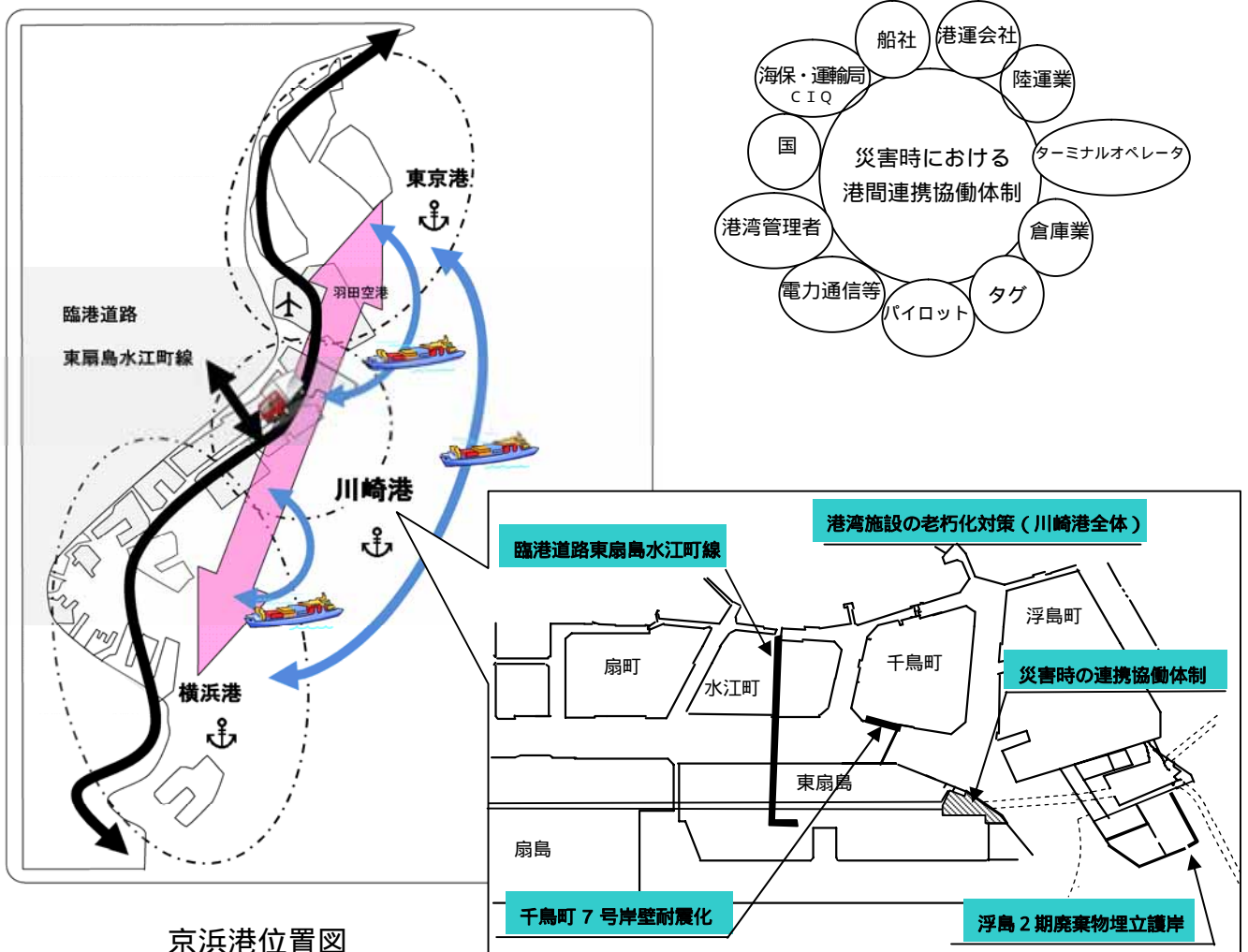
大規模災害発生時における緊急物資輸送経路確保と支援体制の充実

一般廃棄物、建設発生土等の適正処分による快適な市民生活や都市活動の維持

国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化

港湾施設の良好な維持管理

災害時の広域連携



この要請文の担当課 / 港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

# 生活保護制度の抜本的改革について

【厚生労働省】

## 要請事項

- 1 「生活保護制度に関する国と地方の協議における中間とりまとめ」において、引き続き検討を進める事項とされたものについては、早急に具体的協議の場を設け、自治体の意見を十分に反映した内容により制度の抜本的改革に取り組むこと。
- 2 生活保護費については、全額国庫負担とすること。

## 要請の背景

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

制度の制定から60年以上を経過し、そのため社会経済構造の大きな変化に充分対応できなくなっているなど、制度疲労を起こしています。

指定都市市長会及び全国市長会から生活保護の適正化にむけて必要な法改正等抜本的な制度の見直しの取組について提案しています。

また、平成23年5月に開始した「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場において多くの課題について論議が行われ、その中間とりまとめの中で、運用改善等で速やかに実施すべき事項と引き続き検討を進める事項に整理されましたが、とりわけ調査権限の拡大、第三者求償権の創設など、生活保護制度が適正に機能する仕組みづくりを行う必要があります。

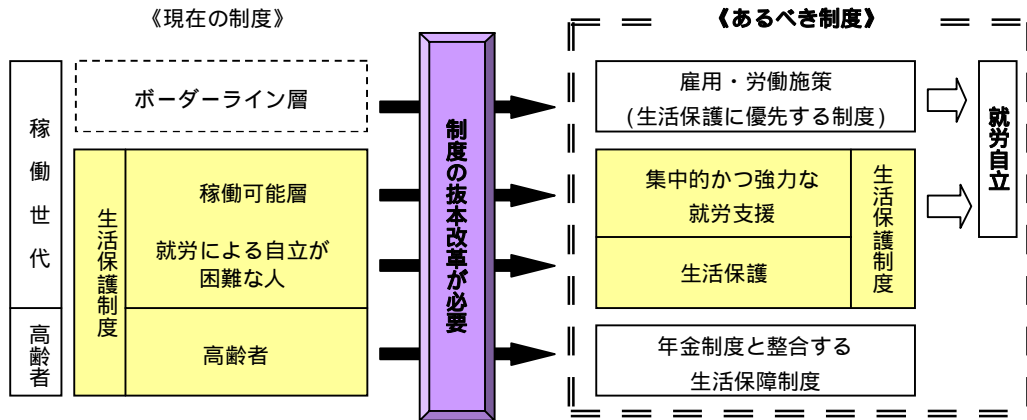
## 費用

(単位:億円)

|           | H22 予算 | H23 予算 | H24 予算 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 扶助費       | 510    | 570    | 595    |
| うち国負担     | 380    | 424    | 442    |
| うち市負担     | 130    | 146    | 153    |
| 市負担対前年増加率 |        | +12.3% | +4.8%  |

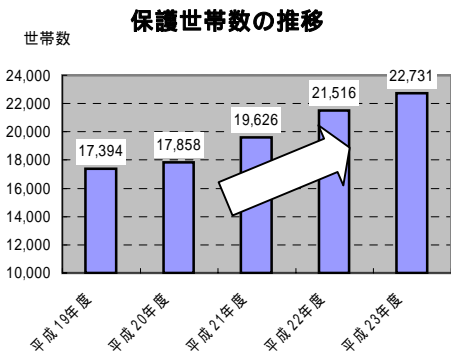


# 生活保護制度の抜本的改革

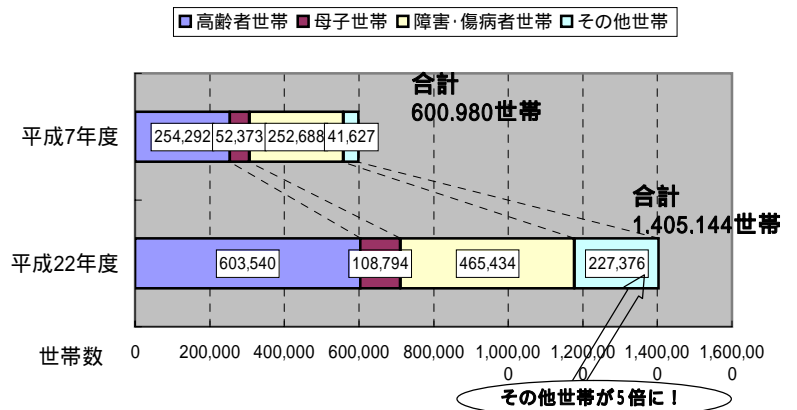


H22.10.20 指定都市市長会提案資料から抜粋

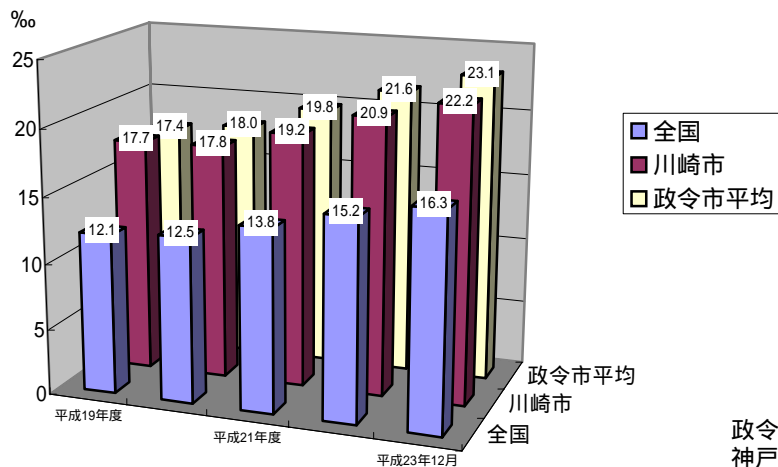
本市では、保護世帯・人員ともに急増！  
 予算額(H23 H24)も25億円増加



## 世帯類型別保護世帯数の推移(全国)



## 全国・政令市・川崎市の保護率推移(各年度平均)



政令市平均の数値は神戸市調べによる。

この要請文の担当課 / 健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

# 近時の社会情勢の下での就労自立支援等について

【厚生労働省】

## 要請事項

- 1 平成24年度で終了する「重点分野雇用創造事業」については、より正規雇用につながるよう実施要件の緩和や、対象事業の拡充を行い、雇用創出効果の高い交付金として継続すること。
- 2 ボーダーライン層の就労自立に向けた生活支援策について、支援の強化、充実を図るとともに、十分かつ迅速な広報を実施すること。

## 要請の背景

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、本市における有効求人倍率は、全国平均を大きく下回っています。

平成24年度まで期間延長された重点分野雇用創造事業の中の「震災等緊急雇用対応事業」については、人件費比率の制約や対象が被災失業者等に限定されているため、事業の実施にあたり汎用性の低いものとなっています。

国では、失業者や不安定就労者に対する各種生活支援制度の創設や支援内容の拡充などの対策を講じているところですが、例えば「求職者支援制度」（職業訓練受講給付金）対象者の収入要件の切下げ（年収200万円以下から月収8万円以下へ）や、各制度の窓口が統一されていないなど、ボーダーライン層の生活保護対象層への移行に対する抑止効果が十分に発揮されていない状況にあります。

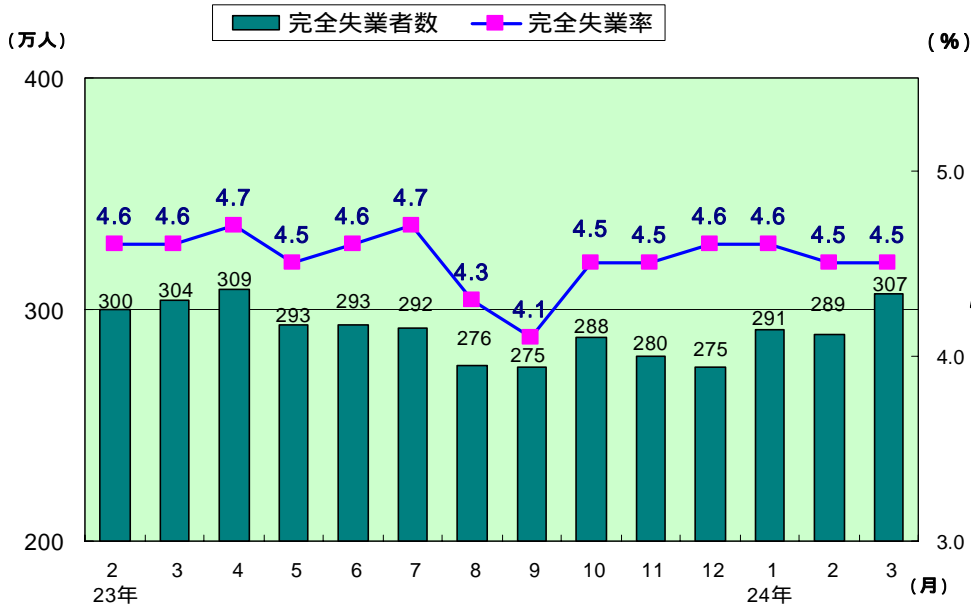
## 効果等

- 安定した就労や社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者がその支え手となることで、持続可能な相互扶助社会を安定的に構築することができます。

ボーダーライン層にある失業者や不安定就労者が、生活保護対象層に移行する前に、適切な支援制度等によって安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

# 1 完全失業者・完全失業率

全国の月別推移(平成23年2月～平成24年3月)



3月の完全失業者数は307万人と前年同期に比べ3万人増加。完全失業率は5%台を下回っているが、依然高い水準。

資料出所：総務省「労働力調査」

# 2 貸付・給付金制度(第2のセーフティーネット)要件等の改善(例)

| 制度                               | 現 状   | 求められる改善点                            |
|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| 求職者支援制度<br>(求職者支援訓練)<br>【ハローワーク】 | 受講手当 月額 10万円<br>本人収入 月 8万円以下<br>(世帯収入 月 25万円以下) | 給付額の増額<br>収入要件額の引上げ<br>訓練内容の充実      |
| 住宅手当<br>【地方自治体】                  | 支給期間 原則 6か月<br>本人収入 月 8.4万円 + 家賃<br>上限額未満(单身)等  | 制度の期間延長<br>支給期間の延長<br>収入要件額の引上げ     |
| 総合支援資金貸付<br>【社会福祉協議会】            | 連帯保証人 原則必要<br>保証人無し 年利 1.5%<br>所得要件 市民税非課税程度    | 保証人要件の廃止<br>保証人無しの場合も無利子<br>所得要件の緩和 |

各制度全般における  
改善のポイント

窓口の一本化

手続きの迅速化

就職支援の強化

この要請文の担当課 / 経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2278

# 保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する継続的な措置について

【厚生労働省】

## 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに伴う保育所の増設に対応するよう、安心こども基金の継続等、必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 着実な保育所整備を進めるため、国有地の無償貸与制度を創設すること。
- 3 保育所設備・運営基準（居室面積基準及び職員配置）については、地域の実情に応じた弾力的な施策が展開できるよう、自治体の裁量の余地を拡大するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 4 保育需要や保育ニーズの多様化に対応するため、認可外保育施設の充実に向けた制度の構築を図ること。

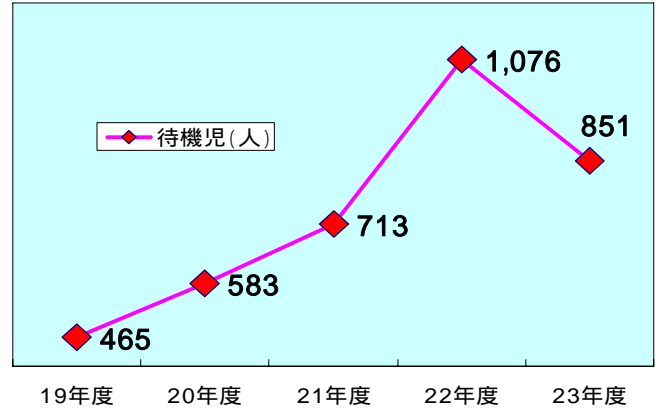
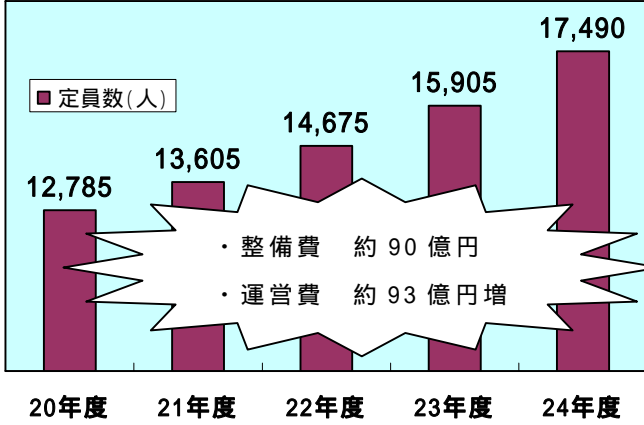
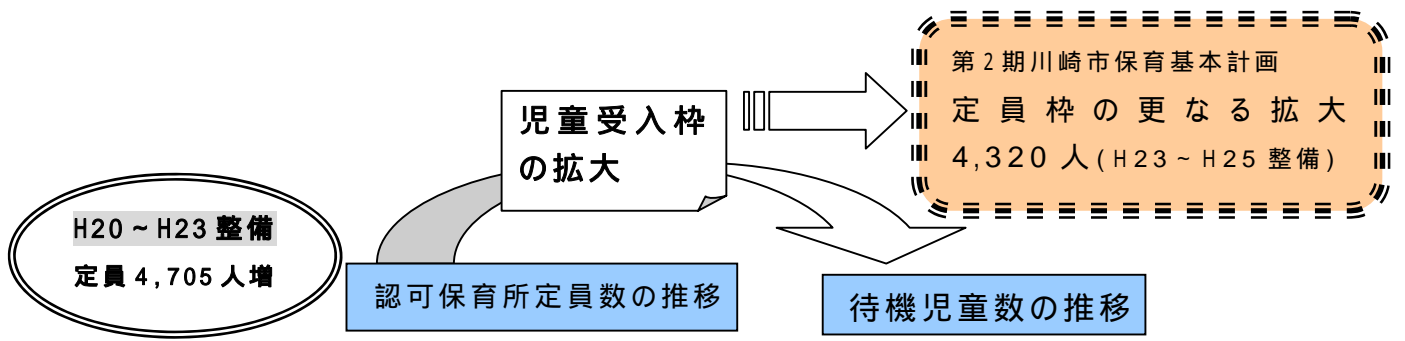
## 要請の背景

本市では、認可保育所の利用申請数が大幅に増加している中で、緊急対応策を講じながら、計画の目標量を上回る施設整備を展開しており、平成23年3月には「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、新たな施策目標を設定したところです。整備費の補助に関しては、社会福祉法人等が保育所を設置しやすいよう、独自に国基準を上回る施設整備費補助を行っており、継続的な財政措置が必要です。

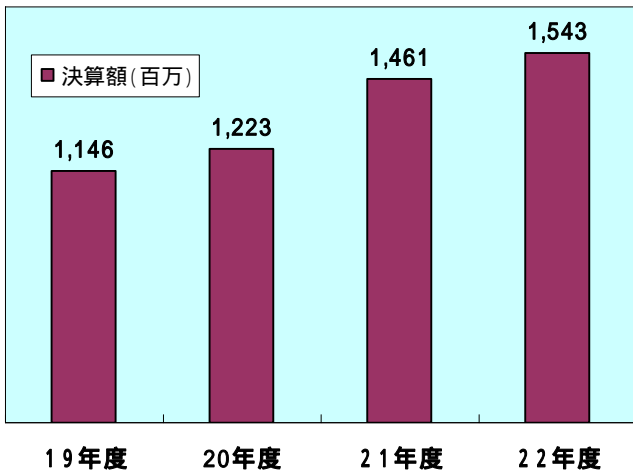
市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地の確保が困難な状況となっており、無償による国有地の貸付制度の創設が必要です。

入所受入枠の拡大を図るため、保育所の増設を推進してきたことから、運営費及び整備費の財政負担も増大しています。また、本市においては、良好な保育環境を確保するため、独自に国基準を上回る職員配置基準を定めています。

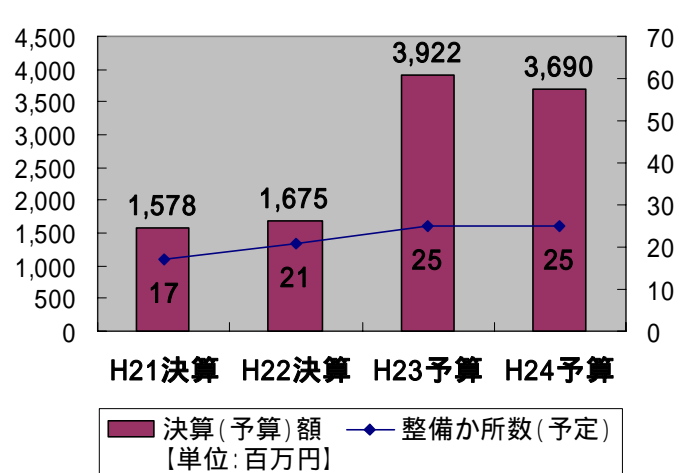
認可外保育施設は待機児童解消に大きな役割を果たしており、市単独で施設整備費や運営費の助成を行っています。国が実施する「認可外保育施設運営費支援事業」の対象は、認可保育所と同等の設備及び職員配置を満たす施設とされていますが、認可外保育施設の大半は当該事業の対象外施設となるため、自治体の認可外保育施策の状況を踏まえた事業の見直しが必要です。



認可外施設整備・運営費の推移



民設保育所整備数及び整備事業費の推移



川崎市保育所職員配置基準

|         | 国基準  | 川崎市職員配置基準(民設民営保育所)  |
|---------|--|---|
| 保育士     | 0歳 3人につき保育士 1人<br>1・2歳 6人につき保育士 1人<br>3歳 20人につき保育士 1人<br>4歳以上 30人につき保育士 1人 | 同左<br>産休明けの受入を行う場合は 1人加配<br>障害児の受入れに対し加配<br>看護師の配置を指導   |
| 年休代替要員  | 規定なし   | 1施設に 1人配置   |
| 休憩・休息要員 | 規定なし   | 保育士 4人につき 1人加配  |
| 調理員     | 必置だが、人数規定なし  | 定員 40人以下: 調理員 1人<br>定員 41～60人: 調理員 2人<br>定員 61～150人: 調理員 3人<br>定員 151人以上: 調理員 4人<br>栄養士の配置を指導 |
| 嘱託医     | 少なくとも年 2 回の健診  | 月 1 回以上の健診  |

良好な保育環境を確保するため、国基準を上回る職員配置が必要。

(例) 90 名施設 [0歳 9人、1・2歳 27人、3歳 18人、4・5歳 36人] の場合  
 国基準の保育士配置数は 10 人。 ⇒ 本市では、休憩等の時間を考慮したローテーション確保のため、14 人配置している。

この要請文の担当課 / 市民・こども局こども本部保育課・保育所整備推進担当 TEL044-200-2662

# 予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

## 要請事項

- 1 任意予防接種については、市民の経済的負担が大きく、定期予防接種と比べて被害救済制度も十分でないことから、早期に定期接種化すること。
- 2 その際には、全ての定期予防接種に係る費用は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

## 要請の背景

予防接種は、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与しています。定期予防接種は、予防接種法に基づき、必要とする市民が等しく接種でき、被害救済措置が担保されていますが、さらなる公衆衛生の向上及び増進のため、任意予防接種についても定期接種とする必要があります。

定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザのみ一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則として全額自己負担となっていますが、平成23年度に開始した子宮頸がん等ワクチン接種事業が平成24年度まで継続となり、一部のワクチンについて公費助成を行っています。

国では、現在、任意予防接種としているワクチンの定期接種化が検討されているところですが、これらのワクチンが定期予防接種となった場合には、地方自治体のさらなる費用負担の増加が見込まれます。

現在、厚生労働省において、平成24年9月のポリオの不活化ワクチンの導入に向けて準備が進められていますが、その際にはワクチン代の増加等により自治体の負担が増大します。

- 本来、予防接種は国の責任において行うべきものであり、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は全額国庫負担とする必要があります。

## 費用

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 平成25年度計画事業費               | 約46億円（国費なし） |
| ・ 定期予防接種事業                | 約16億円（国費なし） |
| ・ 任意予防接種事業                | 約30億円（国費なし） |
| 平成25年度に7ワクチン全てが定期接種化された場合 |             |

# 予防接種事業の財政負担

|    | 定期予防接種  | 任意予防接種   | 任意予防接種<br>(平成 23・24 年度は子宮頸がん等ワクチン<br>接種事業として全額公費負担で実施) |
|----|---|--|--|
| 金額 | 16億円  | 16億円   | 14億円   |
| 内訳 | DPT 4.7億円<br>日本脳炎 4.6億円<br>高齢者インフルエンザ 3.4億円<br>MR 3.0億円<br>BCG 0.5億円<br>ポリオ 0.2億円 | 肺炎球菌ワクチン 9.5億円<br>B型肝炎 3.4億円<br>水痘 1.5億円<br>おたふくかぜ 1.3億円 | 小児用肺炎球菌ワクチン 6.7億円<br>ヒブワクチン 5.4億円<br>子宮頸がん予防ワクチン 1.5億円 |
| 財源 | 全額市費  | 全額本人負担   | ・子宮頸がん等ワクチン<br>接種緊急促進基金 約6億円<br>・市費 約8億円               |

これら全ての予防接種が定期予防接種化された場合の

**地方自治体負担額は16億円 46億円**となる。

時限的な事業である子宮頸がん等ワクチン接種事業に係る市費負担(約8億円)を含まない

また、今後見込まれている不活化ポリオワクチンの導入により、さらなる負担増の可能性もある。

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、  
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課 / 健康福祉局健康安全室予防接種担当 TEL 044-200-2440

